

地域包括支援センター運営協議会について

1. 介護保険法

(地域包括支援センター)

第 115 条の 46 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2. 条例・規則

茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例

3. 厚生労働省通知（平成 30 年 5 月 10 日）（抜粋）

「地域包括支援センターの設置運営について」

(1) 地域包括支援センター運営協議会の目的

センターにおける各業務の評価を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。

(2) 所掌事務

① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

② センターの行う業務に係る方針に関すること

③ センターの運営に関すること

④ センターの職員の確保に関すること

⑤ その他の地域包括ケアに関すること

4. 要綱

茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する要綱

5. 運営方針

茨木市地域包括支援センター運営方針

(法第115条の47第1項 市町村がセンターの運営方針を示すこととされている)

6. 要領等

茨木市地域ケア会議ガイドライン

茨木市条例第34号

茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）において包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、当該地域包括支援センターの職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する要綱

茨木市地域包括支援センター実施要綱（平成18年5月12日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。第3及び第4において「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置及び同項に規定する包括的支援事業（以下「包括的支援事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2 包括的支援事業の実施主体は、茨木市とする。

（実施の委託）

第3 市長は、法第115条の47第1項及び第2項の規定により、包括的支援事業の運営に関し適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に対し、センターの運営方針を示して、当該事業を委託するものとする。

（センター設置の届出）

第4 第2の規定により委託を受けた者（第5、第6及び第12において「受託者」という。）は、法第115条の46第3項の規定に基づき、茨木市地域包括支援センター設置届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に届け出て、センターを設置するものとする。

(1) 受託者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書

(2) 事務所内の平面図

(3) 茨木市地域包括支援センター職員の経歴書（様式第2号）

（変更等の届出）

第5 受託者は、第4の届出の内容に変更が生じた場合は、茨木市地域包括支援センター設置変更届出書（様式第3号）により、事業の廃止、休止、又は再開を行う場合は茨木市地域包括支援センター（廃止・休止・再開）届出書（様式第4号）により、速やかに届け出るものとする。

（受託者が従うべき基準）

第6 受託者は、センターの運営に当たっては、茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年茨木市条例第34号。第7において「条例」という。）第2条に規定する基本方針及び別に定めるセンター

の運営方針に従うものとする。

(その他これに準ずる者の条件)

第7 条例第3条第1項第1号に規定する「その他これに準ずる者」とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を除く。）とする。

2 条例第3条第1項第2号に規定する「その他これに準ずる者」とは、福祉事務所の現業職員としての業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

3 条例第3条第1項第3号に規定する「その他これに準ずる者」とは、ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修と同等の研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者とする。

(職員の配置)

第8 一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合は、おおむね2,000人増えるごとに1人の職員を加えた員数とする。この場合において、保健師その他これに準ずる者を優先的に配置するものとする。

(公正・中立性の確保)

第9 センターは、包括的支援事業の実施に当たっては、高齢者に提供されるサービスの種類又はそのサービスを提供する事業者等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に正当な理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。

(職員の連携等)

第10 センターは、職員同士に情報を共有させ、並びに職員同士を連携及び協働させ包括的支援事業を実施しなければならない。

(地域包括支援ネットワークの構築)

第11 地域の保健、医療、介護及び福祉関係の専門職並びにボランティア、民生委員その他の地域福祉を支える関係者及び地域の住民と協働して地域の課題を解決する仕組みづくりに努めなければならない。

(守秘義務)

第12 受託者（受託者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運営協議会への報告)

第13 センターは、運営に関する事項について茨木市附属機関設置条例（平成27年3

月10日) 第2条に規定する茨木市地域包括支援センター運営協議会に報告しなければならない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

平成 31 年度（2019 年度）

茨木市地域包括支援センター運営方針

平成 31 年（2019 年）

茨木市健康福祉部相談支援課

目次

I.	運営方針の策定趣旨	1
1	地域包括支援センターの設置目的.....	1
2	地域包括支援センターの運営方針.....	1
3	地域包括支援センター運営協議会.....	1
II.	運営上の基本的考え方	2
1	基本視点の設定.....	2
2	個人情報の保護.....	2
3	利用者満足の上向.....	3
4	関係者との連携強化.....	3
5	組織・運営体制の充実	3
III.	平成 31 年度における業務推進の指針.....	4
1	総合相談支援業務.....	4
2	権利擁護業務	4
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務.....	5
4	介護予防ケアマネジメント業務	5
5	その他の業務	6
IV.	災害等の被災者相談支援体制.....	6
V.	包括的専門相談支援体制.....	7
VI.	障害者、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援業務	7
1	社会福祉法の一部改正	7
2	福祉の各分野における相談支援事業者の努力義務.....	7

I. 運営方針の策定趣旨

1 地域包括支援センターの設置目的

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく提供することが必要となる。

このため、地域で暮らす高齢者の心身の健康の保持、保健医療の向上、福祉の増進、生活の安定に必要な援助・支援を包括的かつ継続的に行うことを目的として、地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。（介護保険法第115条の46第1項）

2 地域包括支援センターの運営方針

支援センターは、当該支援センターの職員相互が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

また、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく利用者支援事業の実施事業所といった福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを各相談支援を担う事業者の努力義務としたものである。なお、必要に応じて適切な機関につないだ後であっても、当該相談支援を担う事業者は、引き続き、相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援に当たることが期待される。（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の2関係）

このため、支援センターの運営上の基本的考え方、業務推進の指針等を明確にし、支援センターの業務の円滑で効率的な実施に資するため、平成31年度茨木市地域包括支援センター運営方針を策定する。

3 地域包括支援センター運営協議会

支援センターの運営に当たっては、前項に定める運営方針の策定やこれに基づく業務の評価等について、茨木市地域包括支援センター運営協議会設置規則（茨木市規則第58号）に基づき設置される同協議会に意見を求めることとする。（介護保険法施行規則第140条の66第2号ロ）

II. 運営上の基本的考え方

1 基本視点の設定

(1) 公益性

支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として公正で中立性の高い事業運営を行うこと。

支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・府・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行うこと。

(2) 地域性

支援センターは、地域の介護・保健・福祉・医療サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情をふまえた適切かつ柔軟な事業運営を行うこと。

地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や介護保険事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むこと。

(3) 協働性

支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えること。

地域の介護・保健・福祉・医療等の専門職や民生委員・児童委員等の関係者と連携を図りながら活動すること。

2 個人情報の保護

(1) 守秘義務とプライバシーの確保

支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、茨木市個人情報保護条例（茨木市条例第 36 号）により、次に掲げる事項に留意しなければならない。

① 支援センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。

② 個人情報の取り扱いについては、関係法令やガイドライン等を遵守し、厳正に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないように十分注意すること。

③ 安心して相談ができるよう可能な限りプライバシーが確保できる場所を設定し、本人や家族等のプライバシーを守るための配慮をすること。

(2) 情報管理の徹底

人的運用、システム運用等の情報管理の徹底を図ること。

3 利用者満足の上

(1) 相談受付時の対応

相談者が安心して相談できるよう、親切・丁寧な対応を心がけること。

(2) 苦情の受付と対応

指定介護予防支援業務の実施にあたっては、苦情解決の仕組みの指針等を参考として、第三者委員、責任者・担当者を設置し、分かりやすい場所に掲示し、適切な苦情への対応ができる体制とすること。

(3) 夜間・休日における対応

緊急時の対応等の場合を想定し、支援センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備すること。

(4) 地域住民への情報提供

支援センターの活動内容や利用方法、交通アクセス等の周知に積極的に努めること。

4 関係者との連携強化

(1) 市及び他の支援センターとの連携等

地域住民にとって質の高い業務を行うために市はもとより他の支援センターとの連携・協力を努めること。

支援センター業務の引継ぎが発生した場合は、支援センター間で連携し、サービス利用者や相談者等に不利益が生じないように円滑に引き継ぐこと。

また、業務の取り組み状況を定期的に市に報告するとともに、自己評価を行い、その結果に関し市と協議しながら業務の改善に努めること。

(2) 広域的・広範囲な連携

広域的、広範囲な連携のための会議等に参加し、支援センター内で情報共有を図ること。

5 組織・運営体制の充実

(1) 人員体制及び人材育成システム

茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（茨木市条例第34号）に規定する「職員に係る基準及び当該職員の員数」に基づき、配置するものとする。

また、職員の研修機会を公平にし、人材育成に努めるとともに、職員のメンタルヘルスに留意すること。

(2) リスクマネジメント対応マニュアル

苦情発生、事故発生、個人情報漏洩、ヒヤリハット等への対処に関するマニュアル等を作成し、支援センター内で共有すること。

(3) 三職種のチームアプローチ

三職種の専門職員が、介護保険制度の理念及び、支援センター業務の基本事項を理解した上で、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行するチームアプローチを推進すること。

III. 平成 31 年度における業務推進の指針

1 総合相談支援業務

(1) 総合相談

- ① 地域包括ケアにおける継続支援の入口として機能を果たすこと。
- ② 住民票の有無にかかわらず現に地域に居住する高齢者のさまざまな相談に対応するとともに、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的に支援すること。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築

- ① 圏域ごとに地域ケア会議を開催し、地域で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに、高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズ等を把握・分析し、社会基盤整備につなげる。
- ② 高齢者ができる限り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市及び関係機関、地域住民等と連携を図り、福祉、保健医療、介護、生活支援、介護予防等の各サービスが有機的に連携し合うよう、地域ケア会議を活用しながら多職種協働による地域包括支援ネットワークを構築すること。

(3) 実態把握（日常生活圏域ニーズ調査等）

- ① 個別訪問や近隣住民からの情報収集等により、支援の必要な高齢者及び高齢者世帯の把握に努めること。
- ② 高齢者の自立を支援するための個別ニーズの把握に取り組むこと。
- ③ 地域サービス提供体制を支える中核的な存在として、地域の特性や実情を踏まえ地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むこと。

2 権利擁護業務

(1) 高齢者虐待の防止・対応

高齢者虐待への対応に当たっては、三職種で事例を共有の上、高齢者の安全確認その他事実確認を速やかに行うとともに、緊急性の程度の判断等市の権限行使に必要な要件を明確にしながら、継続的に市と連携・協働していくこと。また、必要な場合は、養護者も支援の対象とし、養護者の負担軽減を図るとともに、地域のネットワークを積極的に活用し、高齢者に対する虐待防止と早期発見に努めること。

(2) 老人福祉施設等への措置の支援

困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者虐待への対応、老人福祉施設等への措置の支援、困難事例への対応、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止に取り組み、高齢者の生活の維持を図ること。

(3) 困難事例への対応

三職種で連携し対応策を検討の上、対応すること。

(4) 成年後見制度の活用促進

- ① 成年後見制度普及の広報活動に取り組むこと。
- ② 成年後見制度の利用が必要な場合、申立て支援をすること。
- ③ 地域の医療機関や後見人を推薦できる団体等と連携すること。

(5) 消費者被害の防止

- ① 消費生活センター等関係機関と連携の上、必要な助言等を行うこと。
- ② 地域の民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等へ情報の伝達を迅速に行うこと。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 地域ケア会議の実施

- ① 茨木市地域ケア会議実施要領及び地域ケア会議ガイドラインに基づき実施し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じること。また、地域ケア会議を通じた介護予防ケアマネジメントの強化を推進すること。
- ② 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングする仕組みを検討すること。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築を進めること。

(3) 介護支援専門員等へのサポート

介護支援専門員に対する個別支援を実施すること。

4 介護予防ケアマネジメント業務

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ① 多様な経路から事業対象者の早期発見に努めるとともに、自立支援の視点をもって介護予防ケアマネジメントを実施すること。
- ② 地域の多様な社会資源を対象者のニーズに応じて活用し、「活動」と「参加」の目標をケアプランに位置づけること。

(2) 介護予防手帳・地域連携手帳

- ① みんなで元気編の活用を推進すること。
- ② みんなで連携編の活用を推進すること。

(3) 第1号介護予防支援業務

市及び関係機関等と連携して、事業対象者に対し相談支援や対応を実施すること。

(4) 指定介護予防支援

関係機関との連絡調整に努めること。

(5) 公平性・中立性の確保

介護保険制度をはじめとする介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営に努めること。

5 その他の業務

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた多様なサービスの啓発に努めること。

(2) 一般介護予防事業

生涯現役の街づくりを目指した介護予防推進の啓発に努めること。

(3) 在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療と介護の連携強化）

在宅医療・介護ニーズが高い高齢者や認知症高齢者の増加に対応するため、更なる医療と介護の連携強化に努めること。

(4) 認知症総合支援事業（認知症高齢者及び家族への支援）

① 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行うこと。

② 地域住民や関係機関等が認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行うこと。

③ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等とともに、認知症の早期発見・早期対応に向けた医療と介護の連携・協力を努めること。

(5) 生活支援サービスの体制整備（生活支援コーディネーターとの連携）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく生活支援コーディネーターと連携し、地域ケア会議等において高齢者を地域で支える取り組みへの支援・推進に努めること。

IV. 災害等の被災者相談支援体制

平時から圏域内の地域包括支援センター、障害者相談支援センター、いきいきネット相談支援センター（CSW）の特性を活かし、相互に補完・協力し合う体制を構築すること。

(1) 災害対応等

大規模災害等の被災時は、市、地域住民、関係機関と連携し、安否確認等の業務に協力するほか、避難所及び在宅避難者の実態把握に努め、生活上の困り事や健康面等へ総合的に支援をすること。また、災害対応マニュアルを備えておくことが望ましい。

(2) 特別報告

次の各号に該当する状況が発生したときは、応急措置を取るとともに、直ちにその状況を市に報告し、その指示に従わなければならない。

① 非常災害その他の事故により、業務の遂行が困難になったとき。

② 業務に際して、利用者その他住民等に事故又はトラブルが発生したとき。

(3) 要配慮者向け災害時及び災害後個別支援体制の構築

① 市役所内の関連部署及び関係機関との密接な連携

② 被災者への包括的な支援と早期の生活再建を可能にする支援体制

(4) 災害後の地域見守り体制構築

【参考】

V. 包括的専門相談支援体制

茨木市総合保健福祉計画（第2次）で推進する専門的な相談支援体制整備に向けて、住民がより身近な地域で相談できる包括センターとして、様々な生活課題がある方に対して分野をまたがる相談であっても「丸ごと」受け止め、気軽に相談できる場とすること。

VI. 障害者、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援業務

1 社会福祉法の一部改正

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、相談支援を担う機関が利用者からの相談等を通じて、自らの機関ではその解決に向けた支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、以下のとおり対応すること。

- (1) 当該地域生活課題を抱えている地域住民の心身の状況や、置かれている環境、その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討すること。
- (2) 上記(1)により、支援関係機関による支援の必要があると判断した場合には、適切な支援関係機関につないでいくこと。
- (3) 必要に応じて適切な支援関係機関につないだ後であっても、引き続き、当該地域住民とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援に当たることが期待されること。

2 福祉の各分野における相談支援事業者の努力義務

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の一部が改正され、平成30年4月1日から施行された。法第106条の2において、福祉の各分野における相談支援事業者の努力義務が規定されたので留意すること。

(1) 改正社会福祉法第106条の2の主旨

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が、利用者からの相談を通じて、利用者自身とその利用者の属する世帯が抱える生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な機関につないでいくことを努力義務としている。

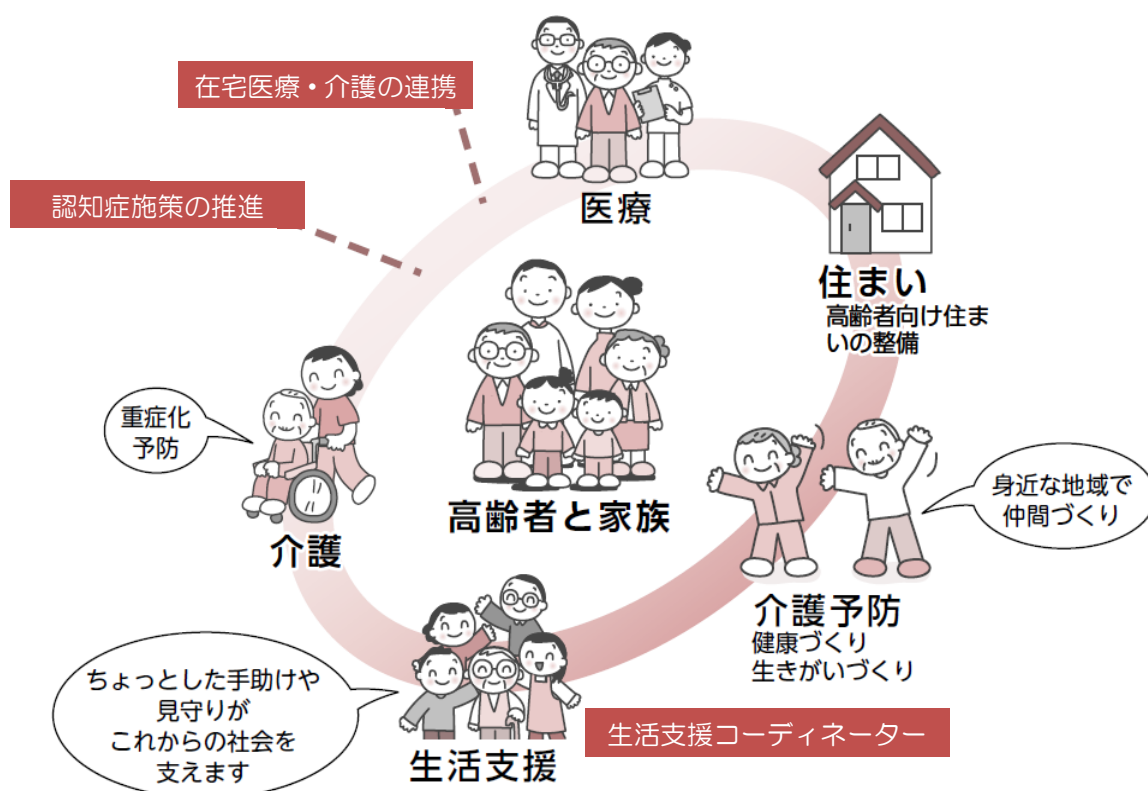
- (2) 障害者や難病・精神疾患の者（以下「障害者等」という。）、子育て家庭（妊娠中の者がいる家庭を含む。以下同じ。）、生活困窮者その他身近な困りごとを抱えた者からの相談を受け付け、一次相談窓口として、相談内容に応じた適切な情報提供、支援等を行うこと。

上記の相談を受けた場合は、適宜、相談対象者のアセスメントを行うとともに、必要な支援が受けられるよう情報提供を行い、又は相談内容に応じた相談支援先に繋いでいくこと、及び必要に応じてこれらの支援先と連携、分担をして支援を行うこと。

上記の相談支援業務（以下この項において「本業務」という。）の対象となる相談は、概ね次のとおりとする。

- ① 障害者等に係る相談
 - (ア) 各種手帳の取得方法等に係る相談
 - (イ) 障害者向けサービスの利用に係る相談
 - (ウ) 手当、年金、医療助成等に係る相談
 - (エ) 虐待や緊急対応に係る相談
 - (オ) 精神保健、難病等に係る相談
 - (カ) その他障害者に係る身近な相談
- ② 子育て家庭に係る相談
 - (ア) 母子保健や子育てに係る相談
 - (イ) 子育て家庭向けサービスの利用に係る相談
 - (ウ) 幼稚園や保育園等の入園に関する相談
 - (エ) 手当、医療助成等に係る相談
 - (オ) 虐待や緊急対応に係る相談
 - (カ) その他子育て家庭に係る身近な生活相談
- ③ ダブルケア・ヤングケアラーに係る相談
- ④ 生活困窮者等に係る相談
 - (ア) 生活困窮者に係る生活相談
 - (イ) その他の身近な生活相談
- ⑤ 教育機関からの相談
- ⑥ その他困りごとを抱えた者からの相談

茨木市地域ケア会議 ガイドライン



平成31年（2019年）4月

茨木市 相談支援課

1	地域ケア会議の実施について.....	1
2	地域ケア会議の定義.....	1
3	地域ケア会議の役割とねらい.....	1
4	地域ケア会議等の開催規模.....	3
5	地域ケア会議の開催主体.....	4
6	地域ケア会議の具体的な役割について.....	5
7	個人情報の保護について.....	6
8	茨木市地域ケア会議実施要領.....	7

1 地域ケア会議の実施について

高齢者への保健、医療、福祉、介護のサービスについて総合調整を行い、適切な介護予防・生活支援を図り、高齢者が地域でいきいきと暮らし、高齢者が住みよい地域づくりを行うことを目的として、茨木市地域ケア会議を実施します。

2 地域ケア会議の定義

地域ケア会議は、「介護支援専門員、保健、医療及び福祉に関する専門知識を有する者、民生委員その他の関係者及び関係団体により形成される会議」

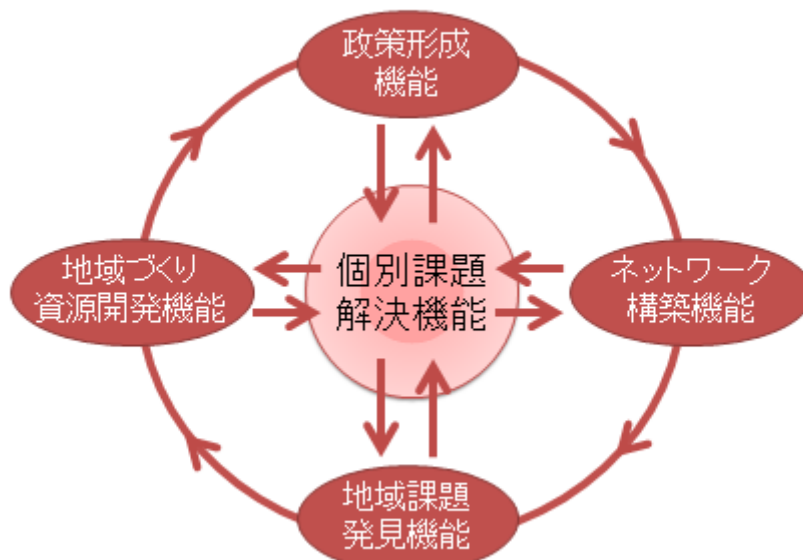
(介護保険法115条の48第1項) のことです。

保健医療・介護関係や地域福祉に携わる多職種が、地域情報を共有し、地域課題の解決策等を協議する場で、「地域包括ケアシステム構築」のために必要な会議です。

3 地域ケア会議の役割とねらい

「地域包括支援ネットワーク」構築に向けては、個別課題の解決のみを目的とするのではなく、地域課題の発見や資源開発、政策形成などの5つの機能を連動させることが重要です。

地域ケア会議の主な機能



『地域包括支援センター運営マニュアル(一財)長寿社会開発センター』p34

(1) 個別課題解決機能

この個別ケースについての会議では、サービス担当者以外に必要な参加者が集まり、個別事例の課題だけでなく、個別事例から地域課題を把握し、次のステップにつなげることを目的としています。

個別ケースについて多機関・多職種の多様な視点から検討を行い支援するとともに、そのプロセスを通して地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の課題解決力向上を図り、ケアマネジメントの質を高めます。

個別課題解決のために取り上げる個別事例としては、

- ① サービス利用に消極的で支援を要する高齢者等への対応
- ② 周辺住民が困っている事例
- ③ 支援のための資源や環境整備が必要な事例
- ④ 高齢者の心身の健康や権利が侵害されている事例
- ⑤ 地域包括支援センターから見てサービス提供内容に課題がある事例
- ⑥ 軽度者に対し自立支援につなげる事例 等

サービス担当者会議で解決が難しい（困難な）ケースが対象となります。

(2) ネットワーク構築機能

医師会（医療機関）等、介護サービス事業者、地域の民生委員・自治会等の様々な関係機関との連携を高める機能です。地域包括支援センター間や関係機関間の情報交換の促進や地域住民に対するネットワーク構築を図ります。

(3) 地域課題発見機能

個別ケースにおいて、地域の共通課題を見出すことを念頭に置き、個別ケースの背後にある解決すべき地域課題を明らかにする機能です。

集約した地域課題について、有効な課題解決方法の普遍化や新たな資源開発の検討、地域づくりに向けた検討を行います。

(4) 地域づくり・資源開発機能

個別課題の検討の過程で、地域で不足する資源や仕組みがあれば創出する必要があります。インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、住民との役割分担を図りながら地域に必要な資源を創出していきます。

(5) 政策形成機能

明らかになった地域課題を集約・整理し、既存施策等では対応が困難だと考えられるニーズは、解決へ向けた新たな施策（計画）に反映できるか、必要な基盤整備などを高齢者施策推進分科会へ提言し、検討して頂くこととなります。

関係機関との調整等も行います。

4 地域ケア会議等の開催規模

地域包括支援センターが開催する日常生活圏域・エリアレベルでの地域ケア会議と、市が開催する市域レベルの地域ケア会議で構成されます。

開催範囲	主な機能
市域	政策形成機能
日常生活圏域	地域（圏域）課題発見機能・地域づくり資源開発機能
エリア	地域（エリア）課題発見機能 個別課題解決機能（自立支援ケアマネジメント） ネットワーク構築機能（多職種連携）
小学校区	個別課題解決機能（複合課題事例） ネットワーク構築機能（地域支援者連携）

茨木市総合保健福祉計画（第2次）p110

■ 地域ケア会議とその他の会議との相違点

地域では、地域ケア会議以外にも次のような会議が開催されています。

項目	ケース	開催主体	地域ケア会議
地域ケア個別会議	個別課題ケース	包括	○
サービス担当者会議	要支援・介護認定者	ケアマネジャー	×
個別ケース会議	複合課題ケース	包括	△
健康福祉セーフティネット会議	複合課題ケース	CSW	△
事例検討会（OJT）	会ごとに異なる		×
研修会	会ごとに異なる		×

■ 健康福祉セーフティネットとの連携

CSWが開催する健康福祉セーフティネット会議において、地域ケア会議と同じ目的及び機能を果たしているのであれば、名称に関わらず地域の実情に応じて、段階的に整理・統合を図ります。

5 地域ケア会議の開催主体

(1) 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議について

① 複合課題事例等地域ケア会議

複合的な課題のある対象者等に対しての具体的な個別支援方法等を検討する会議です。

② 自立支援型地域ケア会議

個別ケースの検討を通じて自立支援ケアマネジメントを考える会議です。

	地域ケア推進会議	自立支援型 地域ケア個別会議	複合課題事例等 地域ケア個別会議
実施主体	市	地域包括支援センター	地域包括支援センター
目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題を解決するため、地域づくりや政策形成につなげる。 新たに開発した資源などを、次期介護保険事業計画等に位置づける。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援 課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築 課題分析を行うことによる地域課題の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメント支援を通じた利用者の個別課題の解決 課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築 課題分析を行うことによる地域課題の把握
対象地域	市域	圏域・エリア	小学校区域

(2) 茨木市が開催する市レベルの地域ケア会議について

地域包括支援センターが開催する地域ケア会議で明確になった地域課題を、解決するための政策について考え、事業推進を担っていく会議です。

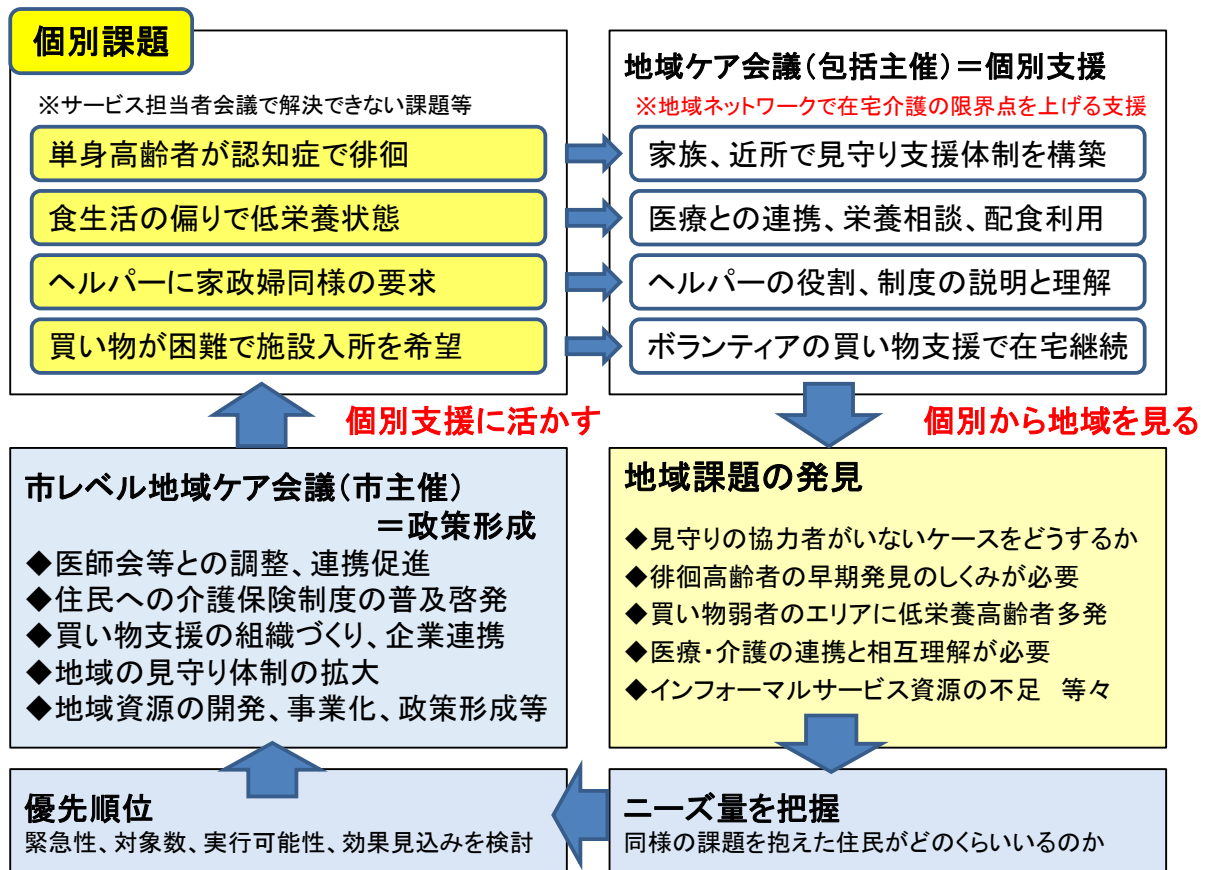
構成メンバーは、介護・保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織の代表者、行政機関の職員等です。

メンバー間で意見交換、情報の共有を行い、会議で表明された意見を政策形成につなげるため、それぞれの立場で地域の共通課題と役割分担についてコーディネート機能を発揮し、需要に見合ったサービス資源の開発や、関係機関のネットワークの形成を目指します。

6 地域ケア会議の具体的な役割について

- ① 地域包括ケアシステムに有効な地域資源の情報交換を行うと共に情報共有をすること。
- ② 圏域レベルの地域ケア会議で検討される事案をもとに、明らかになった地域課題について、市レベルの地域ケア会議で基盤整備等の検討をしていくこと。
- ③ 圏域レベルの地域ケア会議での検討結果の報告を受け、地域課題を把握するとともに、市レベルの地域ケア会議のメンバーとして事案の考察と検討を行い、圏域レベルの地域ケア会議に対しアドバイスや支援を行うこと。
- ④ 市レベルや圏域レベルの地域ケア会議で検討された内容について、会議に参加したメンバーが所属する組織において、フィードバックに努めること。

個別課題から地域課題の発見、政策形成への流れ(例)



7 個人情報の保護について

① 個人情報の収集及び提供について

介護事業所・医療機関・行政・地域包括支援センター・民間事業所などによって取り扱いに関する法律が異なります。

また、個人情報保護条例の定めがあるため、地域ケア会議における個人情報の取り扱いは、基本的な方針を設定し、関係者で共有することが必要です。

茨木市地域ケア会議実施要領

(秘密の保持)

第9 地域ケア会議における個人情報の取り扱いについては、法 115 条の 48 第 1 項第 5 号の規定及び関係法令を順守しなければならない。

2 地域ケア会議の構成員は、会議において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その構成員を退いた後も同様とする。

介護保険法

(守秘義務)

第 115 条の 48 第 1 項第 5 号

5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- この趣旨は、地域ケア会議の構成員間で本人の同意なく必要な情報を共有できることを制度上可能とすることで、円滑に必要な支援につなげていくことを目的とするものである。
- 一方、実際の運用にあたり、同意を得ることが困難であり、かつ、高齢者の日常生活を支援するために特に必要がある場合を除き、個人情報の提供内容、共有範囲等についてあらかじめ本人の同意を得ておくことが望ましい。
- 過剰な反応により必要な情報が共有されず、適切な支援が行われなくなるような事態は避けなければならない。

② 個人情報の提供内容、共有範囲について

本人の同意を得ておくことが望ましい。

- 地域ケア会議の参加者には、あらかじめ地域ケア会議で知り得た個人情報の秘密保持について誓約していただきます。
- 地域ケア会議の個別ケース資料については、会議終了後、回収します。
- 会議資料は、直接の担当者以外は、個人が特定されないように氏名・生年月日・住所等の一部の情報を加工・修正した上で使用します。

③ 本人の同意がなくとも共有できる場合

- 法令に基づく場合（高齢者虐待防止法等）
- 本人の利益を守ることが優先される場合（生命や財産の危機等）
- 個別の条例による場合（災害時による条例等）
- 本人、家族等が介入を拒否しているなど複合課題ケース

個別ケースの書類は、会議後に回収します。

8 茨木市地域ケア会議実施要領

茨木市地域ケア会議実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域包括ケアシステムの実現をめざし、介護保険法（以下「法」という。）第115条の48第1項に基づき本市が設置する茨木市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）の運営を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(構成等)

第2 地域ケア会議は、次に掲げる会議をもって構成する。

(1) 茨木市地域ケア個別会議（以下「ケア個別会議」という。）

(2) 茨木市地域ケア推進会議（以下「ケア推進会議」という。）

2 ケア個別会議は、別表第1に掲げる日常生活圏域、エリア、小学校区等（以下「日常生活圏域等」という。）ごとに開催する。

3 ケア推進会議は、別表第2に掲げる協議会等の会議をもって充てる。

(地域ケア会議の構成員)

第3 地域ケア会議の構成員は、次に掲げる者のうちから会議開催ごとに議長が選任する。

(1) 介護支援専門員

(2) 主治医等医療関係者

(3) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者

(4) 民生委員・児童委員等の地区組織関係者

(5) 自治会長等の地域住民代表者

(6) 介護サービス事業所等職員

(7) 保健、福祉又は介護等に関する行政機関職員

(8) 前各号に掲げる者のほか、議長が地域における課題解決等の調整に必要と認める者

(ケア個別会議の開催)

第4 ケア個別会議は、日常生活圏域等の状況に応じて次のとおり実施するものとし、年3回以上開催するものとする。

① 個別ケースの支援内容について、多角的な視点から検討を行うことにより個別課題の解決を図ること。また、これらを通じて介護支援専門員等の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上を目指すとともに、地域の関係機関等の連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築する。さらに、個別ケースの課題分析を重ねることにより地域課題を把握する。

② 地域課題を地域の関係者と共有し、解決に向けた検討を行うことにより、地域に不足している資源やサービス、連携体制等の構築を図る。

③ 関係機関とのネットワークの構築や、地域ケア会議を通じて把握された好事例や課題の共有、日常生活圏域レベルでの解決に向けた検討を行う。

④ その他地域の実情に応じて必要と認められる事項について検討を行う。

(ケア推進会議の開催)

第5 ケア個別会議において検討された効果的な取り組みや成功事例、地域課題等

を共有し、普遍化につなげるための協議を行うとともに、社会資源開発や政策形成につながる協議を行うものとし、年1回以上開催するものとする。

(会議の機能)

第6 地域ケア会議は、次に掲げる各機能の有機的な相互関連を実現できるよう地域の実情に応じて実施するものとする。

- (1) 個別課題解決機能
- (2) ネットワーク構築機能
- (3) 地域課題発見機能
- (4) 地域づくり・資源開発機能
- (5) 政策形成機能

(会議)

第7 第2第1項に掲げる会議の議長は、次のとおりとする。

- (1) ケア個別会議の議長は、地域包括支援センターの管理者又は管理者があらかじめ指名する職員とする。
- (2) ケア推進会議の議長は、健康福祉部長又は健康福祉部長があらかじめ指名する職員をもって充てる。

2 会議は、前項に掲げる議長が招集する。

(庶務)

第8 ケア個別会議の庶務は日常生活圏域等を担当する地域包括支援センターにおいて処理し、ケア推進会議の庶務は健康福祉部相談支援課において処理する。

(秘密の保持)

第9 地域ケア会議における個人情報の取り扱いについては、法115条の48第1項第5号の規定及び関係法令を順守しなければならない。

2 地域ケア会議の構成員は、会議において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その構成員を退いた後も同様とする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、地域ケア会議の運営等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

別表第1

日常生活圏域	担当小学校区	担当地域包括支援センター
北	清溪 忍頂寺 山手台	清溪・忍頂寺・山手台 地域包括支援センター
北	安威 福井 耳原	茨木市地域包括支援センター 天兆園
北	郡山 彩都西 豊川	茨木市地域包括支援センター 常清の里
東	太田 西河原 三島 庄栄	茨木市地域包括支援センター エルダー
東	東 白川	東・白川 地域包括支援センター
西	春日 郡 畑田	春日・郡・畑田 地域包括支援センター
西	沢池 西 春日丘 穂積	茨木市地域包括支援センター 春日丘荘
中央	茨木 中条	茨木市社会福祉協議会 地域包括支援センター
中央	大池 中津	大池・中津 地域包括支援センター
南	玉櫛 水尾	玉櫛・水尾 地域包括支援センター
南	玉島 葦原 天王 東奈良	茨木市地域包括支援センター 葦原

別表第2

茨木市地域包括ケア推進協議会
茨木市障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会
茨木市障害者地域自立支援協議会
茨木市高齢者生活支援体制整備推進協議会

地域ケア会議エチケット

1. お互いに思いやりをもち、ていねいな対応を心がけましょう
2. 専門用語は使わず、分かりやすい言葉を使いましょう
3. 時間はお互いにできる限り守りましょう
4. 話を聞きながらアイコンタクト、うなづく、相づちを打つなどしましょう
5. しぐさ、言葉づかい、声のトーンやスピードなど相手に合わせましょう
6. お互いに日常的な情報交換を忘れずにしましょう
7. 個人情報を守りましょう

茨木市地域ケア会議 ガイドライン

Ver.1 平成29年(2017年)4月1日 発行

Ver.2 平成30年(2018年)4月1日 発行

Ver.3 平成31年(2019年)4月1日 発行

発行 茨木市 健康福祉部 相談支援課
TEL 072-655-2758